

令和7年度第7回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年10月24日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室

開 会 令和7年10月24日(金) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	×	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	×	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明(北部)	○	16. 渡邊 由美子(西部)	○	17. 堀田 啓(南部)	○		

計 15名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第17号 農地法第3条の規定に係る許可申請 1件
議案第18号 農地法第4条の規定に係る許可申請 1件
議案第19号 農地法第5条の規定に係る許可申請 3件
議案第20号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 1件
(一括契約)	

(2) 報告案件

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知 3件
報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4件
報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 14件

2 その他

- ・生産緑地のあっせんについて

会長 皆さん、こんにちは。
収穫の秋を迎え、農作業が忙しい季節となりました。
季節の変わり目で朝晩の気温もだいぶ下がってきましたので、体調管理には十分ご注意ください。

では、只今から、令和7年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は1番の伊藤委員と13番の小島委員より事前に欠席の連絡がありましたが、12名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は10番後藤 善一（ごとう ぜんいち）委員と11番 星野 清明（ほしの きよあき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第17号】農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号R7-11をご覧ください。
申請地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書のとおりです。
高齢により耕作ができなくなった賃貸人から、農作業を通じた会社の福利厚生として使用したい賃借人への賃貸借権の設定の申請です。賃借人は、耕運機1台を所有しております。主な従事人数は4人、経営面積は0m²ですが、他市において同グループの法人が同様の内容で3条許可を受けています。申請地への通作距離は0.2km、通作時間は徒歩で2分です。

賃借人は農地所有適格法人以外の法人のため、解除条件付賃貸借権の設定となります。そのため、賃借期間中に農地が適切に管理されなかつた場合、賃貸人は賃貸借契約を解除することができます。

以上のこと踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

星野委員 この案件の地元は星野委員になりますが、

会長 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第18号】農地法第4条の規定に係る許可申請1件と【議案第19号】農地法第5条の規定に係る許可申請3件について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書2ページの申請番号R7-1と議案書3ページの申請番号R7-8をご覧ください。

一体利用での申請であるため、合わせて説明します。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、清須市にて運送業を営んでいる個人事業主です。主に工場への鉄骨や鉄鋼をトラックで輸送していますが、市街化区域にある自宅兼事務所敷地内には駐車スペースがなく、周辺にもトラックを駐車できる駐車場は無かつたため、市街化調整区域ではありますが、宅地化が進んでおり事務所から近いため、トラックを購入した平成28年8月頃から申請地を駐車場兼資材置場として利用していました。

本来農地法の許可申請を行う必要がある旨を認識したため、今回申請を行います。

申請地は、立地基準のエー(ア)－b－(b)街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりで、隣接する農地は畑です。

土地利用計画図をご覧ください。

北側から乗り入れをし、北側を駐車場、南側を資材置場として使用します。既に転用されていますが、周辺農地及び北側の側溝への土砂等の流出

を防ぐため、コンクリートブロックで土留めを新設し、雨水は自然浸透させているとのことです。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は丹羽委員になりますが、

丹羽委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます

事務局 議案書3ページをご覧ください。

申請番号 R7-7、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、清須市にて、昭和38年から保育事業を行う法人です。現在運営している保育園の敷地は過去に増築をしましたが、手狭な状況であり、また土地所有者より返還することを求められたため、保育園の移転することを計画しました。

複数の土地を検討しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー(ア) - b - (a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー(ア) - bに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。周辺は水田です。

土地利用計画図をご覧ください。

1枚目は配置図です。西側は乗り入れのため、全て蓋をし、側溝は入れ替えを行います。申請地の周囲は擁壁を設けて土砂の流出を防ぎます。汚水は浄化槽を通し、雨水と一緒に南西から側溝へ排水します。

西側は4台分の来客、保護者用の駐車場であり、現保育園と同等の数で用

意するとのことです。また、職員用駐車場は、周辺の既存の駐車場を確保するとのことです。2枚目、3枚目は平面図、4枚目は立面図です。以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元丹羽委員になりますが、

丹羽委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます

事務局 続きまして、申請番号 R7-9、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、岐阜県大垣市に本社を構える運送業者で清須市近辺に配送センターを保有しております。現在、配送センター移転のため、市内で同センターを建設しております。当初の計画ではセンター内に確保できる予定だった従業員用駐車場が不足するため、令和7年7月に許可申請を行い、18台分確保しましたが、更なる業務計画の見直しにより、貨物自動車を他営業所から当センターへ移動することとなり、センター内に確保できる従業員用駐車場が減り、再度従業員の駐車場の確保が急務となりました。市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、配送センターから近く、また所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー (ア) -a- (b) インターチェンジから概ね300m以内にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。配送センターの建設地の南に位置しています。街区は北側に水田が残っており、東側はすでに転用されています。

土地利用計画図をご覧ください。

91台分の従業員用駐車場です。浸透性のアスファルトで舗装をし、周囲

はブロックを積み土砂の流出を防ぎます。雨水は自然浸透させ、周りの側溝については、西側の乗り入れ口部分のみ蓋をし、側溝を入れ替えないということです。

また、北西には現在給水栓バルブがありますので、北側の農地へ移設をしていただきます。北側の農地の土地所有者からの了承はいただいており、令和7年12月下旬頃に移設する予定となっているとのことです。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

木村委員 この案件の地元は木村委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第19号】農用地利用集積等促進計画策定の要請1件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書4ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号R7-15についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

後藤委員 この案件の地元は後藤委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【報告第 14 号】農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 3 件、【報告第 15 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 4 件及び【報告第 16 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 14 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案書 5 ページをご覧ください。

報告第 14 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による通知について説明します。

申請番号 R7-2、令和 5 年度に 3 条許可にて利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。

こちらは横井委員の案件です。

横井委員 問題ございません。

事務局 続きまして、議案書 6 ページをご覧ください。

申請番号 R7-3、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。受人は死亡しているため、相続人との合意解約です。

こちらは後藤委員の案件です。

後藤委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-4、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第 18 条の規定による通知がされたものです。受人は死亡しているため、相続人との合意解約です。また、同日で 5 条届出を受付しています。

こちらは三宅委員の案件です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 続きまして、議案書 7 ページをご覧ください。

【報告第 15 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 4 件を議題

といったします。申請番号 R7-22 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は鈴木正委員です。

鈴木正委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-23 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら経緯書が添付されております。こちら申請人が三宅委員の為、事務局で確認せていただきましたが、特段問題はございません。

続きまして、申請番号 R7-25 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場兼納屋建築です。こちら始末書が添付されております。担当は後藤委員です。

後藤委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-26 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅です。こちら始末書が添付されております。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 続きまして、議案書 8 ページをご覧ください。

【報告第 16 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 14 件を議題といたします。申請番号 R7-64 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅分譲 2 棟です。こちら再転用案件です。担当は岩田委員です。

岩田委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-66、67、68、69、70、71 についてです。全て一体利用しての転用のため同時に説明します。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-72 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 続きまして、議案書 10 ページをご覧ください。申請番号 R7-73 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。住宅建築です。こちら再転用案件になります。担当は鈴木朝明推進委員です。

鈴木朝明委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-74 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は教会建築です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-75 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は教会建築です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-76 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は教会建築です。こちら始末書が添付されております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 11 ページをご覧ください。申請番号 R7-77 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。共同住宅建築です。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-78 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他の生産緑地のあっせんについて事務局からお願ひします。

事務局 生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくなり、清須市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼が 1 件ありました。

あっせん依頼の内容について説明させていただきます。

申出地、地目、面積は記載のとおりとなります。

買い取り希望金額は、1 m²あたり 90,000 円となっており、1 筆で 13,950,000 円となります。

この土地に関して、各委員のご地元にて、買い取りの希望者がいると思われる場合は今月末までに事務局へ申し出てください。耕作希望者がいない場合、斡旋不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きへ入る流れとなります。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和7年11月25日、火曜日、午後2時から、場所は清須市役所北館2階第1、第2会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和7年度第7回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

会長 _____

委員 _____

委員 _____